

III 生活環境安全

1 薬 事

消費者の健康と安全安心な生活への関心は高く、医療と日常生活に密接に関係する医薬品や医療機器等は生活をする上で不可欠なものとなっている。

保健所では医薬品等の流通過程における品質を担保し、都民生活の安全を確保するために立入調査等を行っている。

(1) 薬事施設関係

薬局や医薬品販売業等の届出、許可等の受付事務を行っている。

これらの施設に立入調査し、構造設備、医薬品や医療機器等の管理状況・取扱いについて監視指導を行っている。

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、これらを収去し、健康安全研究センターに依頼して承認規格等の試験検査を実施している。

表 1－1 薬事・毒物劇物関係施設数及び監視指導件数

業 種			施 設 数				新規	廃止	更新	諸届	監視指導 件数		
			令和 4 年度末	令和 5 年度末	日野市	多摩市						稲城市	
医 薬 品	薬 局		181	180	80	60	40	4	5	20	914	121	
	販 売 業	店 舗 販 売 業	71	69	23	26	20	4	6	9	268	47	
		卸 売（一 般）販 売 業	17	17	11	1	5	3	3	1	14	8	
	薬 局 医 薬 品 製 造 業		6	6	2	3	1	－	－	1	－	2	
	薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業		6	6	2	3	1	－	－	1	－	1	
	麻 薬 小 売 業 者		153	152	69	50	33	4	5	70	433	98	
	向 精 神 薬 販 売 業 者		198	197	91	61	45	7	8	・	－	129	
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 薬 局 ＊		181	180	80	60	40	4	5	・	23	121	
高度管理医療機器等販売業			203	209	87	71	51	13	7	12	160	57	
高度管理医療機器等貸与業			123	127	52	43	32	10	6	6	77	38	
管 理 医 療 機 器 販 売 業			293	306	111	130	65	27	14	・	32	163	
管 理 医 療 機 器 貸 与 業			33	34	13	18	3	2	1	・	4	166	
化 粧 品 販 売 業			269	266	114	87	65	11	14	・	・	176	
医 薬 部 外 品 販 売 業			269	266	114	87	65	11	14	・	・	176	
毒 物 劇 物	販 売 業	一 般 販 売 業	66	59	23	21	15	1	8	8	18	11	
		特 定 品 目 販 売 業	3	3	3	－	－	－	－	1	－	2	
		農 業 用 品 目 販 売 業	4	4	2	1	1	－	－	－	－	4	
	業 務 上 取 扱 者	届	電 気 め つ き 業	1	1	－	1	－	－	－	・	－	1
			金 属 熱 処 理 業	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
		出	し ろ あ り 防 除 業	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
			非 届 出	工 場 ・ 研 究 所	17	17	9	3	5	－	－	・	・
	学 校			81	81	28	32	21	－	－	・	・	24
総 数			2,175	2,180	914	758	508	101	96	129	1,943	1,354	

＊覚醒剤取締法第30条の7第7号に規定する者の薬局

(2) 毒物・劇物施設関係

毒物劇物販売業等の届出、登録等の受付事務を行っている。

これらの施設や業務上取扱施設である日野市、多摩市及び稲城市の小中学校に立入調査し、構造設備や毒物劇物の保管管理・取扱いについて監視指導を行い、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

電気めつき事業所については廃水を採水し、健康安全研究センターに依頼してシアン含有量の検査を実施している。

表 1－2 シアン化合物を使用している電気めつき事業所等の廃水検査

区 分	施設数	採水件数	検査結果（シアン含有量）	
			1ppm以下	1ppm超
令和 4 年度 末 総 数	1	1	1	－
令和 5 年度 末 総 数	1	1	1	－
電 気 め つ き 業	1	1	1	－
熱 処 理 業	－	－	－	－

(3) 家庭用品関係

例年「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、乳幼児の衣類等を試買し、健康安全研究センターに依頼して有害物質の含有検査を実施している。

表 1－3 家庭用品の試買内訳

内 訳	検 体 数	
	令和 4 年度	令和 5 年度
家庭用・住宅用洗浄剤（酸・アルカリ）	－	－
家庭用エアゾル製品（塩化ビニル等）殺虫剤・その他	14	7
接着剤（ホルムアルデヒド）	－	－
防菌・防カビ剤繊維製品等（有機水銀化合物等）	5	4
繊維製品（ホルムアルデヒド）	7	12
靴クリーム家庭用ワックス家庭用塗料等	－	－
家庭用洗浄剤（金属、その他）	－	2
革製品（アゾ化合物）	－	1
試買総数	26	26

(4) 薬剤師免許事務関係

薬剤師免許申請等の経由事務及び免許証の交付事務を行っている。

表 1－4 免許受付件数

	令和 4 年度 総 数	令和 5 年度 総 数	新 規	名 簿 訂 正	書 換 え 交 付	再 交 付	消 除	そ の 他
件 数	68	70	27	20	19	3	1	－

(5) 薬物乱用防止関係

令和5年度は課題別地域保健医療推進プランに取り組み、相談窓口案内カードなどの啓発資材を作成し、市販薬の過量服用（オーバードーズ）の危険性や相談窓口等を薬局、店舗販売業及び教育機関等に広く発信、周知した。（詳細は29頁7（2）を参照）

また、「東京都薬物乱用防止推進協議会」の日野市、多摩市及び稲城市の各地区協議会が行う薬物乱用防止啓発活動に対する支援や小・中学校の学校関係者への啓発活動を行った。

7月、南多摩保健医療圏5市地区協議会の薬物乱用防止啓発活動等に関する情報交換等を目的とした「南多摩保健医療圏薬物乱用防止5市関係者連絡会」を実地開催した。

不正大麻・けし撲滅運動では、4月から7月にかけて延べ27箇所を巡回し、136株の不正けしを除去した。

(6) 薬事講習会

薬局の薬剤師等に対し、薬局等における最新の事例や課題への対応について理解を深め、資質向上を図るために例年開催している。

令和5年度は東京都6保健所（島しょ地区を含む。）、八王子市保健所及び町田市保健所の薬局を対象に共同で開催し、健康安全研究センターが公開している「東京都医薬品医療機器等Web講習会」において、オンデマンドによる動画配信等を行った。

表 1－5 薬事講習会実施状況

開催日	テーマ（講師）	対象施設	視聴薬局件数
1月15日～ 2月15日	在宅医療における薬剤師の役割 （公益社団法人 東京都薬剤師会理事 伊藤威氏）	薬局	全体：1,056 南多摩保所管内：148

2 環 境 衛 生

環境衛生事業として、都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可・確認及び届出受理を行うとともに、立入検査や理化学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気方法やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。さらに、花粉症対策事業として飛散花粉数の調査を実施している。

(1) 施設と監視指導

表 2－1 環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業 種			営 業 施 設 数					許可・ 確認届出 件数	廃止件数	監視指導 件 数
			令和4年度末	令和5年度末						
			総 数	総 数	日野市	多摩市	稲城市			
総	数		2,283	2,269	928	939	402	41	55	668
理 容 所			163	161	72	56	33	3	5	83
美 容 所			405	415	176	162	77	27	17	198
ク リ ー ニ ン グ 所			126	125	45	47	33	2	3	57
一 般 ・ リ ネ ン			33	33	14	5	14	－	－	15
取 次 所			93	92	31	42	19	2	3	42
公 衆 浴 場			33	32	4	20	8	1	2	65
普 通			－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他			33	32	4	20	8	1	2	65
旅 館 業			11	9	2	4	3	－	2	21
旅 館 ・ ホ テ ル			11	9	2	4	3	－	2	21
簡 易 宿 所			－	－	－	－	－	－	－	－
下 宿			－	－	－	－	－	－	－	－
季 節 営 業 （再 掲）			－	－	－	－	－	－	－	－
興 行 場			25	25	2	21	2	－	－	57
プ ー ル			133	134	43	60	31	3	2	136
許 可			28	28	7	10	11	1	1	50
届 出			105	106	36	50	20	2	1	86
水 道 施 設			427	418	173	162	83	1	10	26
上 水 道			－	－	－	－	－	－	－	－
簡 易 水 道			－	－	－	－	－	－	－	－
専 用 水 道			20	20	13	5	2	－	－	26
簡 易 専 用 水 道			407	398	160	157	81	1	10	－
小 規 模 貯 水 槽 水 道 等			821	813	372	332	109	2	10	15
特定小規模貯水槽水道等			270	264	103	134	27	2	8	15
特定外小規模貯水槽水道等			551	549	269	198	82	－	2	－
温 泉 利 用 施 設			2	2	－	1	1	－	－	5
特 定 建 築 物			137	135	39	74	22	2	4	5

表 2-2 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業 種	営 業 施 設 数					届出件数	廃止件数	調 査 指 導 件 数
	令和4年度末	令和5年度末						
	総 数	総 数	日野市	多摩市	稲城市			
総 数	148	150	69	29	52	4	2	37
コインランドリー	43	45	19	17	9	4	2	24
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用に供する井戸	105	105	50	12	43	-	-	13

（２）環境衛生関係施設の理化学検査

施設の状況を的確に把握するため、理化学検査を実施している。

理容所・美容所、興行場では施設内の空気検査、クリーニング所では施設で使用する有機溶剤の空气中濃度検査、公衆浴場、旅館、プールでは水質検査等を行った。検査の結果、不適合となった施設に対しては、原因の究明を行い適正な衛生管理を実施するよう指導した。

ア 理容所・美容所

夏期と冬期の冷暖房時は、作業室内が換気不足になり、空気環境が悪化することがある。そのため、理容所・美容所の空気検査を実施した。

表 2-3 理容所・美容所の空気検査

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項 目 別 不 適 合 数（延数）			
							冷房期		暖房期	
					適 合	不適合	炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理 容 所	34	34	-	34	34	-	-	-	-	-
美 容 所	81	81	-	81	81	-	-	-	-	-
					基準（指導基準）		0.5%以下	（10ppm以下）	0.5%以下	（10ppm以下）

イ クリーニング所

洗濯溶剤として塩素系有機化学物質のテトラクロロエチレンを使用しているクリーニング所における空気検査を実施した。

表 2-4 クリーニング所の空気検査

溶 剤	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査施設中		指導基準
					適合	不適合	
テトラクロロエチレン	1	1	-	1	1	-	25ppm以下

ウ 公衆浴場

公衆浴場の衛生確保を図るため、その他の公衆浴場（スーパー銭湯やレジャー施設、スポーツ施設、福祉施設等）の浴槽を対象に検査を実施した。

表 2－5 公衆浴場の検査

業 種	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査 箇所数	検査数中		項 目 別 不 適 数 （ 延 数 ）					
					適 合	不 適 合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸 菌群	照度	遊離残留 塩素濃度	レジオネラ 属菌
普 通 (銭湯)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	26	19	7	143	130	13	-	-	-	3	9	2
					基 準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと

エ 旅館・ホテル等

旅館業施設のうち、ろ過器等を使用して浴槽水を循環させている施設を対象に、浴槽水の水質検査等を実施した。

表 2－6 旅館・ホテル等の水質検査等

業 種	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査 箇所数	検査数中		項 目 別 不 適 数 （ 延 数 ）		
					適 合	不 適 合	照 度	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌
旅館・ ホテル	1	1	-	2	2	-	-	-	-
簡易宿所 下宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					基 準		20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと

オ 興行場

不特定多数の人が集まる施設である興行場（市民ホール、映画館等）を対象に空気検査等を実施した。

表 2－7 興行場の空気検査等

実施 時期	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査 箇所数	検査数中		項 目 別 不 適 数 （ 延 数 ）			
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん	照度
冷房期	25	23	2	52	50	2	-	-	-	2
暖房期	24	15	9	50	37	13	-	-	-	13
					基 準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	※

※ 観覧場（多目的施設）：200ルクス以上

観覧場（映画、演劇等の施設）：20ルクス以上

観覧場以外の入場者の使用する場所：20ルクス以上

映写又は演技中の観覧場：0.2ルクス以上

カ プール

許可プール（営業施設等）及び届出プール（学校）の衛生確保を図るため、水質検査等を実施した。

表 2－8 プールの水質検査等

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数（延数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	遊離残留塩素濃度	照度	二酸化炭素	レジオネラ属菌
許可	18	14	4	63	59	4	－	－	3	－	－	2	－	－	1
届出	3	3	－	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
基準							5.8～8.6	2度以下	12mg/L以下	試料100mLに検出されないこと	200CFU/mL以下	0.4mg/L以上	100ルクス以上	0.15%以下	検出されないこと

キ 特定建築物

多数の人が利用する建築物のうち、事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等に使用される部分の延べ面積が3,000㎡以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上）である特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

表 2－9 特定建築物の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	項目別不適数（延数）					
				温度	相対湿度	気流	二酸化炭素	一酸化炭素	浮遊粉じん
5	3	2	15	－	3	－	－	－	－
基準				18～28℃	40～70%	0.5m/s以下	1000ppm以下	6ppm以下	0.15mg/㎡以下

（３）飲用水の水質検査

飲用井戸等の飲料水の安全を確保するため、水質の実態調査を行った。

表 2－10 行政検査による水質検査

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延数）						
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	有機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他
飲料水	専用水道（注）	4	4	－	－	－	－	－	－	－
	井戸水等	7	6	1	－	－	－	－	－	1（塩素酸）
基準				検出されないこと	100個/mL以下	5度以下	2度以下	3mg/L以下	10mg/L以下	／

注）専用水道については、原水が井戸水

（４）相談・苦情

理・美容所や浴場等の衛生管理に関する利用者等からの相談や苦情のほか、生活害虫等の相談や飲料水など生活に密接に関連する相談等に応じている。また、必要に応じて、現場調査等を実施し、助言等を行った。

表 2-11 相談・苦情処理件数

総数	営業 関係	生 活 環 境							飲 料 水					その他
		小計	有害化 学物質	空気・ カビ等	アレル ギー	生活 害虫	悪臭・ 騒音	その他	小計	法適用 施設	小規 模貯 水 槽	井戸 等	その他	
683	413	70	-	3	1	53	1	12	184	90	87	7	-	16

(5) 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、花粉症原因植物の飛散花粉数を測定している。

調査対象花粉：スギ、ヒノキ科、イネ科、ブタクサ属、ヨモギ属及びカナムグラ

令和6年の当保健所スギ花粉飛散開始 令和6年2月9日

(6) 環境衛生教育

営業者や管理者等に対して、環境衛生管理の維持と向上を目的に、講習会を開催した。

表 2-12 講習会実施状況

No.	開催日	テーマ	参加施設数	参加人数
1	令和5年5月11日	学校プールの立入検査について (多摩市教育委員会主催)	-	20
2	令和5年5月30日	プール講習会(許可・届出プール対象) (1)令和4年度の立入検査結果及び維持 管理等について (2)プール活動における事故防止・一次 救命措置 (許可・届出プール対象)	42	53
3	令和5年6月13日	プール講習会(小規模プール対象) (1)感染症から子どもたちを守るために (2)小規模プールの衛生管理について	72	100
4	令和5年8月22日	(日野市学校給食講習会) (1)厨房、休憩室等の換気について (2)厨房の配水管理について	25	104
5	令和5年9月25日	(理容所対象) 理容所の監視結果及び衛生管理のポイント、花粉症について等	11	11
6	令和5年10月17日	(特定建築物の所有者等対象) (1)アフターコロナとビルの衛生 (2)建築物衛生法の改正 (3)令和4年度の立入検査結果と指導事項 (4)飲料水貯水槽等維持管理状況報告書 の提出について	60	57

7	令和5年11月13日	(社会福祉施設等、公衆浴場、旅館業、 プール対象) (1) 公衆浴場、旅館業、プールにおける 維持管理について (2) レジオネラ防止対策について (3) 冬期に流行する感染症について (4) 社会福祉施設等におけるレジオネラ 症防止対策に係る自主管理点検票の 提出について	25	33
---	------------	---	----	----

3 食 品 衛 生

飲食による危害の発生防止と公衆衛生の向上を目的とした「食品衛生法」に基づき、食品関係施設に対する営業許可、監視指導を行うとともに、広く食品衛生知識の普及啓発や食中毒の防止に努めている。

(1) 監視指導

表 3－1 改正前食品衛生法第52条に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和4年度末 営 業 所 数	許 可 件 数									
			新 規					更 新				
市 別 内 訳		…	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	パ ー ・ キ ャ バ レ ー	21	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	一 般 飲 食 店	974	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	民 生 食 堂	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	す し 屋	29	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	そ ば 屋	28	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	仕 出 し 屋	32	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	弁 当 屋	91	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	そ う 菜 店	68	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	コンビニエンスストア等	2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	移 動	1	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	臨 時	22	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	許 可 あ る 集 団 給 食	177	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 車	38	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
菓 子 製 造 業	自 動 販 売 機	22	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	天 ぷ ら 船	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	屋 形 船	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小 計	1,510	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	店 舗	28	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 販 売 機	27	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 車	2	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小 計	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	69	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	生 菓 子 製 造 業	54	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	133	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	移 動	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	臨 時	13	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	自 動 車	5	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
あ ん 類 製 造 業	小 計	274	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類製造業	27	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	乳 処 理 業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	乳 製 品 製 造 業	2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	集 乳 業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳 類 販 売 業	専 業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 車	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

また、住民の安全な食生活を守るため、食品営業者へ製品の抜き取り検査、器具や従業員の手指についても検査を行い、特に食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や大量の食品が流通する歳末には、食品一斉取締り期間として監視指導の強化を図り、事故の未然防止に努めている。

廃業数					令和5年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
-	-	-	・	-	1	4	-	・	5	1	
3	1	-	・	4	3	13	1	・	17	9	
96	96	33	・	225	279	333	137	・	749	450	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
6	3	1	・	10	5	10	4	・	19	31	
6	3	1	・	10	5	6	7	・	18	31	
3	2	2	・	7	10	8	7	・	25	27	
8	10	3	・	21	23	34	13	・	70	94	
4	12	4	・	20	14	24	10	・	48	122	
-	-	-	・	-	2	-	-	・	2	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	1	1	-	
・	・	・	3	3	・	・	・	19	19	1	
16	6	4	・	26	80	53	18	・	151	134	
・	・	・	11	11	・	・	・	27	27	4	
4	3	-	・	7	9	6	-	・	15	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
146	136	48	14	344	431	491	197	47	1,166	904	
1	7	1	・	9	4	10	5	・	19	34	
4	4	2	・	10	5	11	1	・	17	2	
・	・	・	1	1	・	・	・	1	1	-	
5	11	3	1	20	9	21	6	1	37	36	
4	5	2	・	11	20	29	9	・	58	88	
1	10	4	・	15	15	15	9	・	39	59	
23	20	7	・	50	25	40	18	・	83	80	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
・	・	・	1	1	・	・	・	12	12	-	
・	・	・	2	2	・	・	・	3	3	2	
28	35	13	3	79	60	84	36	15	195	229	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	3	
3	6	-	・	9	7	7	4	・	18	31	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	1	・	1	1	-	-	・	1	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

		令和4年度末 営業所数	許可件数									
			新規					更新				
市別内訳		…	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
食肉処理業		3	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食肉販売業	一般包装	49	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自動販売機	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自動車	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小計	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業		5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
魚販売業	一般包装	43	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自動販売機	1	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小計	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類せり売営業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
魚肉ねり製品製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食品の冷蔵冷凍業	冷蔵業	6	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	冷凍業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	6	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
氷雪販売業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食製造油脂業	動物性油脂	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	植物性油脂	1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
マーカ [＊] リン又はショートニンク [＊] 製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
みそ製造業		2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
醤油製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
ソース類製造業		2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
酒類製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
豆腐製造業		7	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
納豆製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
めん類製造業		5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
そうざい製造業		24	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
缶詰又は瓶詰食品製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
添加物製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
合計		2,021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編されたが、令和元年政令第123号附則第2条第1項のとおり改正前に取得した許可は有効期限満了まで有効であるため、令和5年度末営業所数には改正前の許可件数を計上した。

廃業数					令和5年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
-	-	-	・	-	1	-	2	・	3	4	
3	7	3	・	13	12	18	6	・	36	89	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
3	7	3	-	13	12	18	6	-	36	89	
-	-	-	・	-	1	2	2	・	5	14	
5	2	2	・	9	10	21	3	・	34	78	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	1	1	-	
5	2	2	-	9	10	21	3	1	35	78	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	2	-	・	2	-	-	4	・	4	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	2	-	・	2	-	-	4	・	4	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	1	・	1	1	-	-	・	1	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	1	-	・	2	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	-	-	・	1	-	-	1	・	1	2	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	1	-	・	2	1	1	3	・	5	8	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	3	・	5	12	
1	5	-	・	6	5	9	4	・	18	33	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
193	205	71	18	487	543	656	271	64	1,534	1,456	

表 3－2 ふぐの取扱い規制条例に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和4年度末 営業所数	許可件数									
			新規					更新				
市別内訳		…	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
東京都 ふぐの取扱い 規制	ふぐ取扱所	9	-	-	-	・	-	・	・	・	・	・

(注) 本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和3年6月1日以前に認証した施設を計上した。

廃業数					令和5年度末営業所					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
4	1	-	・	5	1	-	3	・	4	23	

表 3－3 改正後食品衛生法第55条に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和4年度末 営業所数	許可件数					更新件数				
			新規					更新				
市別内訳		…	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
飲食店営業	一般飲食店	725	136	217	73	・	426	－	－	－	・	－
	集団給食	65	18	14	6	・	38	－	－	－	・	－
	自動車	52	・	・	・	32	32	・	・	・	－	－
	簡易	2	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
	移動	1	・	・	・	－	－	・	・	・	－	－
	臨時	5	・	・	・	2	2	・	・	・	－	－
	天ぷら船	－	・	・	・	－	－	・	・	・	－	－
	屋形船	－	・	・	・	－	－	・	・	・	－	－
小計		850	154	231	79	34	498	－	－	－	－	－
調理機能を有する自動販売機		7	2	5	2	・	9	－	－	－	・	－
食肉販売業		28	2	6	4	・	12	－	－	－	・	－
魚介類販売業		28	2	6	3	・	11	－	－	－	・	－
魚介類競り売り営業		－	－	－	－	・	－	・	・	・	・	－
集乳業		－	－	－	－	・	－	・	・	・	・	－
乳処理業		－	－	－	－	・	－	・	・	・	・	－
特別牛乳搾取処理業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
食肉処理業	一般	3	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
	自動車	－	・	・	・	－	－	・	・	・	－	－
	小計	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
食品の放射線照射業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
菓子製造業		61	20	24	28	・	72	－	－	－	・	－
アイスクリーム類製造業		1	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
乳製品製造業		－	－	－	1	・	1	－	－	－	・	－
清涼飲料水製造業		1	－	－	1	・	1	－	－	－	・	－
食肉製品製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
水産製品製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
氷雪製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
液卵製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
食用油脂製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
みそ又はしょうゆ製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
酒類製造業		2	－	1	－	・	1	－	－	－	・	－
豆腐製造業		2	1	1	－	・	2	－	－	－	・	－
納豆製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
麺類製造業		4	－	1	－	・	1	－	－	－	・	－
そうざい製造業		25	1	5	7	・	13	－	－	－	・	－
複合型そうざい製造業		2	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
冷凍食品製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
複合型冷凍食品製造業		－	－	－	－	・	－	－	－	－	・	－
漬物製造業		5	4	2	2	・	8	－	－	－	・	－
密封包装食品製造業		3	1	－	－	・	1	－	－	－	・	－
食品の小分け業		1	－	1	－	・	1	－	－	－	・	－
添加物製造業		－	1	－	－	・	1	－	－	－	・	－
合計		1,023	188	283	127	34	632	－	－	－	－	－

(注) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、令和3年6月1日から施行された。
令和3年6月1日以降の許可件数を本表に示す。

廃業数					令和5年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
17	64	11	・	92	431	450	178	・	1,059	1,099	
4	1	-	・	5	45	34	19	・	98	134	
・	・	・	-	-	・	・	・	84	84	76	
-	-	-	・	-	-	2	-	・	2	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	1	1	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	7	7	4	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
21	65	11	-	97	476	486	197	92	1,251	1,313	
-	-	-	・	-	2	11	3	・	16	11	
-	-	-	・	-	15	14	11	・	40	79	
-	5	-	・	5	14	9	11	・	34	89	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	1	・	3	2	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
-	-	-	-	-	2	-	1	-	3	2	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	1	1	・	2	44	42	45	・	131	225	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	6	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	6	
-	-	-	・	-	1	-	1	・	2	6	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	1	-	・	3	3	
-	-	-	・	-	2	1	1	・	4	17	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	3	1	・	5	9	
-	-	1	・	1	8	16	13	・	37	77	
-	-	-	・	-	-	1	1	・	2	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	1	・	1	7	2	3	・	12	33	
-	-	-	・	-	2	2	-	・	4	3	
-	-	-	・	-	1	1	-	・	2	6	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	5	
21	71	14	-	106	579	589	289	92	1,549	1,890	

表 3－4 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等、ふぐの取扱い規制条例に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和4年度末 営業所数	届出件数				
市 別 内 訳		…	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
営 業 届	旧許可業種であつた営業 魚介類販売業（包装）	75	-	-	-	-	-
	食肉販売業（包装）	88	-	2	-	-	2
	乳類販売業	312	-	3	1	-	4
	氷雪販売業	1	-	-	-	・	-
	（カップ式自動洗浄・屋内設置） （自動販売機）	219	20	23	6	・	49
小 計		695	20	28	7	-	55
業 届	弁当販売業	36	6	12	-	-	18
	野菜果物販売業	46	5	9	4	1	19
	米穀類販売業	12	-	-	1	-	1
	通信販売・訪問販売	2	-	-	1	-	1
	コンビニエンスストア 百貨店、総合スーパー	148 71	10 3	8 3	3 1	・	21 7
	自動販売機による販売業 （カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び 営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	155	4	4	5	・	13
	その他の食料・飲料販売業	342	67	66	13	1	147
小 計		812	95	102	28	2	227
出 業 種	添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-	・	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	-	-	・	-
	（飲料の製造を除く。） （飲料の製造を除く。）	17	1	2	2	・	5
	農産保存食料品製造・加工業	2	-	-	-	・	-
	調味料製造・加工業	10	1	-	2	・	3
	糖類製造・加工業	-	-	1	-	・	1
	精穀・製粉業	7	-	1	-	・	1
	製茶業	3	-	-	-	・	-
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	・	-
	卵選別包装業	1	-	-	-	・	-
その他の食料品製造・加工業		21	1	1	3	・	5
小 計		63	3	5	7	-	15
種 の も の	上行 集団給食施設	23 171	- 2	4 1	- 2	- ・	4 5
	器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）	-	-	-	-	・	-
	露店の、仮設店舗等に おける飲食の	-	-	-	-	・	-
	提供の、うち、営業 の	2	1	-	-	-	1
	小 計	196	3	5	2	-	10
合 計		1,766	121	140	44	2	307
公衆衛生に与える影響が少ない営業		1	11	2	1	-	14
合 計		1,767	132	142	45	2	321
東京 都 ふぐ の 取 扱 い 規 制	条例に規定する営業 ふぐ取扱所	7	3	-	-	・	3

（注１）平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、令和３年６月１日から施行された。

（注２）本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和３年６月１日以降に認証した施設を

廃業数					令和5年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
12	4	3	-	19	18	22	16	-	56	19	
12	6	3	-	21	22	30	16	1	69	28	
18	6	5	-	29	94	131	61	1	287	113	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	-	
4	2	-	・	6	104	121	37	・	262	4	
46	18	11	-	75	238	304	131	2	675	164	
3	6	-	-	9	15	27	3	-	45	11	
-	2	-	-	2	20	28	14	1	63	26	
-	-	-	-	-	6	4	3	-	13	1	
-	-	-	-	-	1	-	2	-	3	-	
10	3	2	・	15	71	54	29	・	154	43	
1	-	-	・	1	33	26	18	・	77	162	
2	5	4	・	11	41	74	42	・	157	28	
24	35	3	-	62	164	193	63	7	427	138	
40	51	9	-	100	351	406	174	8	939	409	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	-	・	2	3	
-	1	-	・	1	11	7	3	・	21	-	
-	-	-	・	-	-	1	1	・	2	6	
-	-	-	・	-	6	2	5	・	13	7	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	3	2	3	・	8	9	
-	-	-	・	-	2	1	-	・	3	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	9	8	9	・	26	19	
-	1	-	-	1	34	22	21	-	77	44	
-	-	-	-	-	4	20	3	-	27	-	
2	-	-	・	2	84	57	33	・	174	364	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	-	
2	-	-	-	2	90	78	36	-	204	364	
88	70	20	-	178	713	810	362	10	1,895	981	
-	-	-	-	-	11	3	1	-	15	-	
88	70	20	-	178	724	813	363	10	1,910	981	
-	-	-	・	-	5	5	-	・	10	30	

令和3年6月1日以降の許可件数を本表に示す。
計上した。

表 3－5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理場の施設数、許可及び廃業の件数

	年度末 営業所数	新規 許可件数	廃業件数	監視件数
令和 4 年度	—	—	—	—
令和 5 年度	—	—	—	—

(2) 検査事業

年間を通じて、食品衛生法及び食品表示法に基づき食品の収去検査を実施している。

また、現場簡易検査を実施し、汚染源の追究と事故防止に努めるとともに、営業者の自主管理の強化を図った。

表 3－6 食品の種類別の検査成績（健康安全研究センター送付分）

区 分	合 計	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不良	良	不良
総 数	95	63	1	31	—
魚 介 類	4	4	—	—	—
魚 介 類 加 工 品	6	2	—	4	—
肉・卵類及びその加工品	6	4	—	2	—
乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	5	4	1	—	—
穀 類 及 び 其 の 加 工 品	1	—	—	1	—
野菜類・果物及びその加工品	22	14	—	8	—
菓 子 類	16	12	—	4	—
清 涼 飲 料 水	4	2	—	2	—
缶 詰 ・ び ん 詰	4	—	—	4	—
調 味 料	3	—	—	3	—
そうざい類及びその半製品	18	15	—	3	—
上 記 以 外 の 食 品	6	6	—	—	—
器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—

表 3－7 食品・器具・手指の検査（保健所実施分）

区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	良	不 良
総 数	1,940	1,840	100	—	—
手 指	454	411	43	—	—
調理器具	568	548	20	—	—
食 品	14	13	1	—	—
そ の 他	904	868	36	—	—

(3) 食中毒発生状況

ア 当保健所管内で処理した食中毒事件は1件であった。

表 3-8 食中毒発生状況

総 数		令和5年度 食中毒発生の内訳				
令和4年度	令和5年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
2	1	6月5日	小学校	茹でたじゃがいも	植物性 自然毒	20/74

イ 他保健所から、食中毒（疑いを含む）に関連する調査依頼件数は30件で、患者関係者47名と、関係する施設23軒を調査した。

表 3-9 食中毒関連調査（当保健所管外を原因施設とするもの）

事件数	調 査 対 象 数					検 査 件 数		
	患 者 関 係				施設関係	総 数	病因物質検出状況	
	総 数	発 病 状 況					不検出	検 出
		非発病	発 病	不明				
30	47	22	22	3	23	34	25	9

※検査件数は、検査項目（食中毒細菌、ウイルス等）で計上した。

(4) 苦情及び相談

食品の異物混入、変質及び営業施設における食品の取扱い等、食品に関する苦情について原因を調査し、その結果に基づき営業者に対する指導を行うとともに、再発防止等を講じている。また、消費者からの食品に対する疑問についても答えている。

表 3-10 苦情処理件数

件数 ※1	苦 情 の 内 容											検 査 検 体 数
	異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	かびの 発生	食品の 取扱い	有症 ※2	表示	施設 設備	変色	変質	その 他	
157	9	18	2	3	29	42	18	3	-	2	32	87

※1：1件の苦情が複数の内容を含むことがあるため、件数と苦情内容件数の計は一致しない。

※2：食中毒・感染症の両面が疑われる事例は、感染症対策担当と連携して調査した。

表 3-11 相談件数

合 計	処 理 の 内 容	
	電 話 処 理	窓 口 処 理
2,919	1,732	1,187

(5) 調理師・製菓衛生師免許交付等の事務

調理師免許証及び製菓衛生師免許証についての申請を受け付けている。

表 3-12 調理師・製菓衛生師免許申請件数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製 菓 衛 生 師
総 数	88	10
免許申請	69	10
免許証書換交付申請	7	-
免許証再交付申請	12	-
名簿登録消除申請	-	-

(6) 食品衛生教育

ア 食品衛生に対する正しい知識を習得してもらうために、営業者や消費者に対して衛生講習会を実施している。

表 3-13 講習会開催状況

区 分	食品衛生実務 講習会 (A)	食品衛生実務 講習会 (B)	その他 (消費者指導等)	合 計
回 数	7	34	-	41
受講者数	481	588	-	1069

(A) は、保健所等がテーマを企画した 2 時間以上の特別講習会。

(B) は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する 1 時間以上の講習会。

イ 食の安全・安心に係る最新情報を消費者にタイムリーに提供するため、情報誌「保健所発！食品ほっと情報」を随時発行している。令和 5 年度は 2 回、計 4,100 部発行し、延べ 173 施設にメール配信した。

(7) 食品衛生推進会議

都から委嘱された食品衛生推進員が実施する地域の食品衛生の向上及び自主管理に関して、保健所に対し提言並びに意見具申を行う食品衛生推進会議を開催している。

表 3 - 14 開催状況

開催日	出席者数	開催場所	議 事 内 容
9月20日	12名	南多摩保健所	(1) 情報提供 ①東京都食品衛生監視指導計画について ア 令和4年度 実施結果 概要 イ 令和5年度 実施計画 概要 ②食中毒の発生状況等について ア 東京都内の発生状況 イ 当所管内の発生事例、違反事例 ③H A C C Pに沿った衛生管理への対応について ④令和5年度保健所計画事業について ⑤住民等に対する普及啓発について (2) その他
2月14日	13名	南多摩保健所	(1) 情報提供 ①東京都食品衛生監視指導計画について ア 令和6年度 食品衛生監視指導計画 概要 イ 令和6年度 食品衛生監視指導計画 (案) ②東京都内の食中毒発生状況等について ③H A C C Pに沿った衛生管理への対応について ④食品加工会社による食肉の産地偽装について ⑤アニサキス対策について ⑥災害時の食中毒予防について ⑦令和5年度保健所計画事業結果報告について ⑧普及啓発について (2) その他

(8) 縁日・祭礼等の一斉監視

特に規模の大きな縁日・祭礼については、食品が適切に取り扱われているか確認するため、一斉監視を実施している。

また、ふぐの取扱いが適切になされているかについても、監視指導を行っている。

表 3 - 15 縁日・祭礼等の一斉監視

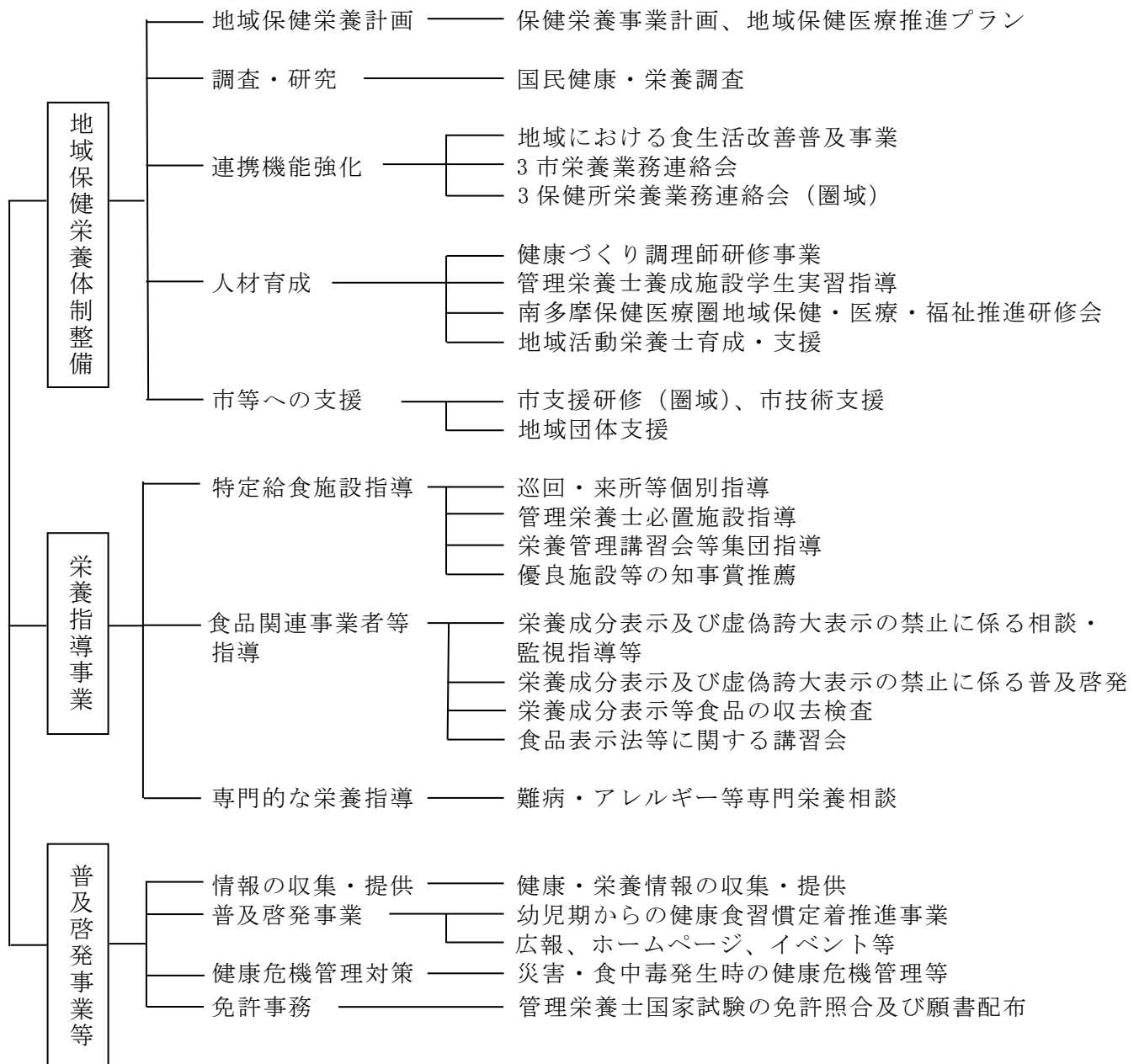
区 分	回 数	件 数
縁 日 ・ 祭 礼	3	125
ふぐ取扱い・夜間営業者	1	92
そ の 他	-	-

4 保 健 栄 養

保健所の保健栄養業務は、「東京都健康推進プラン21」、「地域保健医療推進プラン」等に基づき、管内各市を始めとする関係機関・団体との連携を強化し、地域保健栄養体制整備に取り組んでいる。

また、生活習慣病の予防等により健康寿命の延伸を図り、QOLの向上や地域保健の向上を目指し、各市との役割分担を踏まえ、都民がいきいきと生活できる食環境の整備を行っている。

保健栄養事業体系図



(1) 地域保健栄養体制整備

ア 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施している。

令和5年は、2地区が調査地区に指定され、栄養摂取状況調査、生活習慣調査及び身体状況調査を実施した。また、被協力世帯（7世帯16名）には、個別の調査結果報告書に医師と栄養士のコメントを添えて返却した。

イ 連携機能強化

栄養・食に関する関係機関・団体及び各市と連携して、地域の栄養・食生活に係わる課題に取り組んでいる。

平成27年度まで実施していた課題別地域保健医療推進プラン「食育推進のための環境整備事業」は、平成28年度から地域における食生活改善普及事業に移行して実施している。

令和5年度は、生涯を通じた健康づくりのための食育を推進するため、圏域保健所、管内市及び関係機関・団体との連携を図り、地域の課題として「買い物困難地域に住む元気な高齢者のフレイル対策」や、野菜摂取等に関する食環境整備の一環として、「野菜メニュー店」の普及を行った。

表4-1 関係機関との連絡調整会議の実施状況

項 目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
3市栄養業務連絡会	5月26日 3月5日	2	12	保健栄養事業計画、食育の推進について等
3保健所栄養業務連絡会	5月29日 10月11日 3月26日	3	22	保健栄養事業計画、圏域研修、食育研修会等

ウ 人材育成

(ア) 地域活動栄養士教育支援

地域で健康づくりを推進するための重要な人材である地域活動栄養士（常勤の職を持たない栄養士）の資質向上のため、研修を行っている。

また、地域活動栄養士の自主団体に対して情報提供等を行い、活動を支援している。

(イ) 健康づくり調理師研修

飲食店、特定給食施設等の調理師等に対して、都民の健康づくりを推進する上で必要な情報や技術等の研修を実施している。

(ウ) 管理栄養士実習生指導

実践女子大学と駒沢女子大学の管理栄養士専攻課程の学生27人に対して臨地実習を実施した。

表4-2 人材育成実施状況

項 目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
地域活動栄養士教育支援	随時	2	6	最新情報の提供等
健康づくり調理師研修	9月21日 9月26日	2	14	「食中毒について」 「減塩について」 「スパイス&ハーブの香りを活かして減塩料理に挑戦！」
管理栄養士実習生指導	班別実習 5月17日～7月10日	24	162	公衆衛生活動の実際、栄養業務の指導等

(エ) 市への技術的支援

管内各市栄養士等の職員に対し、情報提供及び研修会（圏域研修・食育研修等）を通

じて、各市が実施する栄養関連事業等への支援を行っている。

(2) 栄養指導事業

ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、喫食者の健康保持・増進を図ることを目的に、給食施設における給食内容及び栄養管理の充実、栄養教育の推進等について、各施設の状況にあわせた指導を実施している。

(ア) 巡回・来所等個別指導

(イ) 栄養管理講習会等集団指導

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図ることを目的に講習会を11回開催し、管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等の給食業務従事者に対し、各種情報提供とともに必要な講習を行っている。

表 4-3 給食施設数

(令和6年3月末現在)

	総数	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	寄宿舍	矯正 施設	給食 センター	その他
総 数	309 (12)	47 -	19 (8)	8 -	26 -	87 -	14 -	48 (4)	11 -	- -	- -	49 -
日野市	148 (4)	30 -	7 (2)	5 -	12 -	42 -	9 -	18 (2)	8 -	- -	- -	17 -
多摩市	104 (6)	12 -	8 (4)	2 -	10 -	24 -	2 -	22 (2)	2 -	- -	- -	22 -
稲城市	57 (2)	5 -	4 (2)	1 -	4 -	21 -	3 -	8 -	1 -	- -	- -	10 -

() 内は管理栄養士必置施設数の再掲

表 4-4 給食施設指導状況

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	
令和 4年度	総 数	個別指導延べ施設数	657	335	123	199
		(再掲) 巡回指導	61	24	7	30
		集団指導開設回数	14	...	...	...
		延べ施設数	351	211	18	122
令和 5年度	総 数	個別指導延べ施設数	368	183	71	114
		(再掲) 巡回指導	21	4	12	5
		集団指導開設回数	14	...	...	...
		延べ施設数	325	195	22	108
	日野市	個別指導延べ施設数	122	77	15	30
		(再掲) 巡回指導	3	-	3	-
		集団指導延べ施設数	126	76	9	41
	多摩市	個別指導延べ施設数	190	76	53	61
		(再掲) 巡回指導	15	4	7	4
		集団指導延べ施設数	126	67	5	54
	稲城市	個別指導延べ施設数	56	30	3	23
		(再掲) 巡回指導	3	-	2	1
		集団指導延べ施設数	73	52	8	13

表 4 - 5 栄養管理講習会実施状況

No.	開催日	テーマ	講師	会場	参加施設数	参加人数
1	5月15日	①電子申請システムの届出等について ②食中毒予防について	①保健所管理栄養士 ②保健所食品衛生監視員	Web	21	24
2	5月16日	①電子申請システムの届出等について ②食中毒予防について	①保健所管理栄養士 ②保健所食品衛生監視員	Web	51	54
3	5月24日	①電子申請システムの届出等について ②食中毒予防について	①保健所管理栄養士 ②保健所食品衛生監視員	Web	21	23
4	6月22日	新人向けグループワーク	保健所管理栄養士	南多摩保健所	15	16
5	7月13日	乳幼児の摂食嚥下 ～こだわりの強い子も含めた包括的な支援を目指して～	日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック 口腔リハビリテーション科 教授・科長 田村文彦 氏	Web オンデマンド	58	135
6	7月19日	色と食のおいしい関係	医療法人社団龍岡会 龍岡栄養ケアびっと機能強化型認定 栄養ケア・ステーション 所長 吉田美代子 氏	Web	38	46
7	11月8日	①食品衛生 ②保健栄養担当からの情報提供	①保健所食品衛生監視員 ②保健所管理栄養士	Web 南多摩保健所	71	74
8	11月22日	オトナとコドモのSDGsな食育	女子栄養大学 准教授 林芙美 氏	Web	21	21
9	1月10日	だしと塩と味覚の関係～かつお節の活用を中心に～	東京家政学院大学 准教授 大富あき子 氏	南多摩保健所	18	18
10	1月23日	手間を少なくおいしく調理する	女子栄養大学 准教授 池端薫 氏	Web	16	16
11	2月22日	アフターコロナの食育～黙食の秘めた可能性～	神奈川工科大学 教授 饗場直美 氏	Web	16	20

(ウ) 栄養改善知事賞推薦

都民の保健衛生に貢献した優良な特定給食施設を推薦し、給食施設の資質の向上を図っている。

イ 食品関連事業者等指導

(ア) 地域における食生活改善普及事業における野菜メニュー店普及促進事業

飲食店において、自分に適した食事を選択することができるよう、ヘルシーメニュー等の栄養に関する適切な各種情報の提供を推進している。また、外食における野菜摂取量の増加を目指し、平成28年度から1食で野菜を120g以上摂取できる飲食店等「野菜メニュー店」(平成27年度は課題別地域保健医療推進プランとして「グッドバランスメニューキャンペーン」を実施)の普及促進のために事業者への相談・指導を行っている。また、管内各市の広報紙やコミュニティバスに啓発ポスターを掲示するなど、地域住民へ「野菜メニュー店」利用促進に向けた普及啓発を行っている(令和6年度中にリニューアル)

アル予定)。

表 4－6 事業者指導

年 度	種 別	区 分	業 者 指 導 (件数)	
			外食栄養成分等表示	そ の 他
令和 4 年度	総 数	個別指導延べ施設数	294	14
		(再掲)巡回指導	－	－
		開設回数	3	2
		延べ施設数	148	7
令和 5 年度	総 数	個別指導延べ施設数	276	16
		(再掲)巡回指導	－	－
		開設回数	5	2
		延べ施設数	156	8

表 4－7 野菜メニュー店店舗数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

年度	総数	日野市	多摩市	稲城市
令和 5 年度	128	60	50	18

(イ) 栄養成分表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導等

食品表示法（食品表示基準）に基づく栄養成分表示、健康増進法に基づく特別用途食品及び誇大表示の禁止について、食品関連事業者に対する講習会の開催を含む普及啓発や相談指導、食品販売店への立入検査等を実施している。

表 4－8 立入検査実施状況

年度	栄養成分表示に係る立入検査	誇大表示の禁止に係る立入検査
令和 4 年度	9 件	9 件
令和 5 年度	18 件	18 件

表 4－9 栄養表示及び誇大表示の禁止に係る講習会

年度	開 催 日	対象	参加者数	内 容
令和 4 年度	3 月 20 日～ 3 月 30 日	食品製造 施設等	YouTube限定配信 動画視聴回数129回	1 食品表示法の概要等 2 栄養成分表示と誇大表示の禁止について
令和 5 年度	10月12日	食品製造 施設等	40名	1 食品表示法の概要等 2 栄養成分表示と誇大表示の禁止について

(ウ) 特別用途食品・栄養表示食品の収去検査

健康増進法及び食品表示法に基づき、特別用途食品及び栄養表示食品の表示の適正化を目的に年2回、食品衛生監視員と連携して収去検査を行い、不適正表示のある製品については適正表示に向けた指導を行っている。

表 4－10 収去検査実施状況

回	実施日	対象品	検体数
第1回	6月26日	特別用途食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品及び栄養表示食品	5検体
第2回	9月28日	特別用途食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品及び栄養表示食品	5検体

ウ 栄養相談

表 4－11 個別栄養指導状況

年度	種別	栄養指導	病態別栄養指導内訳（一般栄養相談を除く）					市町村支援 （再掲）
			病態別（再掲）			訪問指導 （再掲）	精 神 （再掲）	
			生活習慣病	難 病	その他疾病			
令和４年度	総 数	11	9	－	2	－	－	－
令和５年度	総 数	77	2	－	68	－	－	－
	日野市	66	1	－	63	－	－	－
	多摩市	11	1	－	5	－	－	－
	稲城市	－	－	－	－	－	－	－

